

令和7年3月6日

# 町 議 会 議 案

第 1 回  
(定 例)

鹿 追 町

## 議 案 目 次

議 案 番 号	件 名	議 決 内 容
2	鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	
3	鹿追町子ども・子育て会議条例の制定について	
4	子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	
5	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	
6	鹿追町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
7	鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
8	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
9	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
10	鹿追高等学校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例の制定について	
11	鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
12	鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
13	鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について	
14	鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
15	令和6年度鹿追町一般会計補正予算（第12号）について	
16	令和6年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について	
17	令和6年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）について	
18	令和6年度鹿追町簡易水道事業会計補正予算（第4号）について	
19	令和6年度鹿追町下水道事業会計補正予算（第4号）について	
20	令和6年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第5号）について	

21	令和6年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	
22	令和7年度鹿追町一般会計予算について	
23	令和7年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について	
24	令和7年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について	
25	令和7年度鹿追町簡易水道事業会計予算について	
26	令和7年度鹿追町下水道事業会計予算について	
27	令和7年度鹿追町介護保険特別会計予算について	
28	令和7年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について	
29	定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定の締結について	
同意1	鹿追町教育委員会教育長の任命について	
同意2	鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
諮問1	人権擁護委員候補者の推薦について	
諮問2	人権擁護委員候補者の推薦について	

## 議案第 2 号

鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準
  - 第1節 通則（第5条—第19条）
  - 第2節 乳児等通園支援事業の区分（第20条）
  - 第3節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）
  - 第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）
- 第3章 雑則（第27条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。
- (2) 乳児等通園支援 乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。
- (3) 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。

#### （最低基準の目的等）

第3条 この条例に定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支

援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 町長は、利用乳幼児の保護者を含む児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

## 第2章 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

### 第1節 通則

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する

事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要す

る費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事の提供を行う場合に備える設備)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに乳児等通園支援の提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに乳児等通園支援事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村(特別区を含む。)からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

### 第2節 乳児等通園支援事業の区分

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分する。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。))第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいい、居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

### 第3節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯

室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バル

	<p>コニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号の要件を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他利用乳幼児が出入し、又は通行する場所に、利用乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

#### (職員の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事

するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

- (1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。
- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している児童の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

#### 第4節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる命令又は告示に定める基準による。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係る部分に限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）（認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準に係る部分に限る。）
- (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係る部分を除く。）

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用す

る。

### 第3章 雑則

#### (電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第 3 号

### 鹿追町子ども・子育て会議条例の制定について

鹿追町子ども・子育て会議条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

### 鹿追町子ども・子育て会議条例

#### (設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項及びこども基本法(令和4年法律第77号)第13条第3項の規定に基づき、鹿追町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

#### (組織)

第2条 会議は、委員12人以内で組織する。

2 会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他町長が適当と認める者

#### (委員の任期)

第3条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長)

第4条 会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

#### (議事)

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによ

る。

(書面による決議)

第6条 子ども・子育て会議は、次のいずれかに該当するときは、書面による決議を行うことができる。

- (1) 緊急の議決を要し、かつ、会議の招集又は成立が困難なとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案と認めるとき。

2 委員は、回答期日内の書面の送付をもって会議に出席したものとする。ただし、委員の署名がない書面は無効とする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

2 報酬及び費用弁償支給条例(昭和29年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「並びに行政不服審査会委員」を「、行政不服審査会委員並びに子ども・子育て会議委員」に改める。

別表中「

国民保護協議会委員 (幹事含む)	換地委員会委員	行政不服審査会委員	
日額 円 委員 8,000	日額 円 委員 7,200	日額 円 長 8,000 委員 7,200	

」を「

国民保護協議会委員 (幹事含む)	換地委員会委員	行政不服審査会委員	子ども・子育て会議委員
日額 円 委員 8,000	日額 円 委員 7,200	日額 円 長 8,000 委員 7,200	日額 円 長 8,000 委員 7,200

」に改める。

## 議案第 4 号

子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 6 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第 1 条 子ども医療費の助成に関する条例（平成 6 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「若しくは」を「又は」に改め、「、電子資格確認又は被保険者証等により」を削る。

(重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正)

第 2 条 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和 4 8 年条例 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「、電子資格確認又は被保険者証等により」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 5 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 6 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例(昭和 29 年条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条の 2 第 3 号及び第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 19 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 4 項第 1 号中「禁錮(こ)」を「拘禁刑」に改める。

(鹿追町消防団条例の一部改正)

第 2 条 鹿追町消防団条例(平成 27 年条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。)第 2 条の規定による改正前の刑法(明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧

刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

議案第 6 号

鹿追町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第19条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第49条において」を削る。

第28条第2項中「この章において」を削る。

第32条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第33条第3項中「この章において」を削る。

第39条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第49条において」を削る。

第40条第3項中「この章において」を削る。

第49条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第54条から第56条までの改正規定並びに次項から附則第4項までの規定は、令和7年6月1日から施行する。

##### (罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

##### (人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

議案第 7 号

鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第5号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

別表1及び別表2を次のように改める。

別表1（第4条第1項）

機関	事務
町長	次に掲げる事務であって規則で定めるもの 1 子ども医療費の助成に関する条例（平成6年条例第5号）による子どもに対する医療費の助成に関する事務 2 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和48年条例第36号）による重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務

3	鹿追町営住宅管理条例（平成6年条例第17号）による住宅の管理に関する事務
4	鹿追町立認定こども園条例（平成26年条例第22号）による保育の決定に関する事務
5	鹿追町立地域保育所条例（昭和40年条例第21号）による保育に関する事務
6	鹿追町軽度難聴児補聴器費支給事業実施要綱（平成22年要綱第1号）による支給に関する事務
7	鹿追町地域生活支援事業実施要綱（平成18年要綱第7号）による支給に関する事務
8	鹿追町高齢者バス利用助成規程（平成13年規程第1号）による助成に関する事務
9	検診料等助成要綱（平成3年要綱第1号）による助成に関する事務
10	鹿追町敬寿祝い金支給条例（昭和42年条例第17号）による支給に関する事務

別表2（第4条第1項）

機関	事務	特定個人情報
町長	次に掲げる事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの
	1 子ども医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する事務	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。） 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定し

		<p>た税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）</p>
		<p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）</p>
		<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）</p>
		<p>重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例による重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）</p>

	という。)
2 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例による重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に対する医療費の助成に関する事務	住民票関係情報
	地方税関係情報
	医療保険給付関係情報
	生活保護関係情報
	介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）
	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所支援若しくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下

		「障害者関係情報」という。)
		子ども医療費の助成に関する条例による子どもに対する医療費の助成に関する (以下「こども医療費助成関係情報」という。)
3	鹿追町営住宅管理条例による住宅の管理に関する事務	住民票関係情報 地方税関係情報
4	鹿追町立認定こども園条例による保育の決定に関する事務	住民票関係情報 地方税関係情報
5	鹿追町立地域保育所条例による保育に関する事務	住民票関係情報 地方税関係情報
6	鹿追町軽度難聴児補聴器費支給事業実施要綱による支給に関する事務	住民票関係情報 地方税関係情報
7	鹿追町地域生活支援事業実施要綱による支給に関する事務	住民票関係情報 地方税関係情報
8	鹿追町高齢者バス利用助成規程による助成に関する事務	住民票関係事務
9	検診料等助成要綱による助成に関する事務	住民票関係事務 地方税関係情報
10	鹿追町敬寿祝い金支給条例による支給に関する事務	住民票関係事務

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第 8 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 6 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「第 1 項及び前項の」を「前 3 項の」に改め、「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」の次に「とあり、並びに第 2 項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が規則で定めるところにより、当該子を養育」を加え、「第 1 5 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」を「第 1 5 条第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第 1 項中「深夜における」に、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第 1 5 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を正規の勤務時間外における勤務の制限を請求する一の期間の初日とするこの条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則で定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 9 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 6 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 3 項中「第 6 1 条第 3 2 項において読み替えて準用する同条第 2 9 項」を「第 6 1 条の 2 第 2 0 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する

## 議案第 10 号

鹿追高等学校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追高等学校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追高等学校寄宿舎設置条例の一部を改正する条例

鹿追高等学校寄宿舎設置条例（令和6年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「鹿砦寮」を「ペンギンドミトリー（Penguin Dormitory）」に、「緑町4丁目2番地」を「元町4丁目12番地1」に改め、同条第2号中「シェアハウス」を「ペンギンハウス（Penguin House）」に改める。

第6条に次の2項を加える。

- 2 月の途中で入寮し、又は退寮した場合は、その月分の使用料は1か月分を納入するものとし、日割計算は行わない。ただし、第3学年に属する生徒に限り、2月分及び3月分の使用料について日割計算を行うことができる。
- 3 前項の規定により計算した使用料に10円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てる。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

鹿追高校寄宿舎ペンギンドミトリー（Penguin Dormitory）・鹿追高校寄宿舎ペンギンハウス（Penguin House）使用料

区分	使用料の額
ペンギンドミトリー（Penguin Dormitory）	1月につき80,000円
ペンギンハウス（Penguin House）	1月につき70,000円

備考

- 1 「1月」とは、月の1日から末日までの期間をいう。
- 2 入寮生徒が一時退寮している期間があっても、使用料は減額しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年度に入寮する生徒の使用料については、別表の規定にかかわらず、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 令和7年度

区分	使用料の額
ペンギンドミトリー (Penguin Dormitory)	1月につき35,000円
ペンギンハウス (Penguin House)	1月につき35,000円

(2) 令和8年度

区分	使用料の額
ペンギンドミトリー (Penguin Dormitory)	1月につき40,000円
ペンギンハウス (Penguin House)	1月につき35,000円

(3) 令和9年度

区分	使用料の額
ペンギンドミトリー (Penguin Dormitory)	1月につき56,000円
ペンギンハウス (Penguin House)	1月につき49,000円

3 前項の規定による使用料の額と第7条の規定により減免した使用料の額を比較して低い方の額を使用料として適用する。

(準備行為)

4 この条例による改正後の鹿追高等学校寄宿舎設置条例の規定による寄宿舎の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 議案第 11 号

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう」に改め、同項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項第1号中「家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること」を「家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること」に改め、同号に次のように加える。

- ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第6条第2項第2号中「次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること」を「町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力

者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第 12 号

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項中「前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない」を「前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう」に改め、同項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項第1号中「特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること」を「特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと町長が認めること」に改め、同号に次のように加える。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講

じられていること。

第42条第2項第2号中「前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること」を「町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 13 号

鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について

鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町トリムセンター設置条例の一部を改正する条例

鹿追町トリムセンター設置条例（平成5年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中「被保険者証」を「被保険者の資格情報のお知らせ又は資格確認書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 14 号

鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 3 月 6 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 16 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条を第 21 条とし、第 17 条から第 19 条までを 1 条ずつ繰り下げ、  
第 16 条の次に次の 1 条を加える。

（一般廃棄物処理業許可申請手数料等）

第 17 条 法第 7 条第 1 項及び第 6 項の規定により一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者、法第 7 条第 2 項及び第 7 項の規定により一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者、法第 7 条の 2 第 1 項の規定により一般廃棄物処理業の事業範囲変更の許可を受けようとする者及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 35 条第 1 項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者並びにこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、別表第 3 に掲げる額を納入しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 17 条関係）

区分	金額
----	----

一般廃棄物処理業許可申請手数料	20,000円
一般廃棄物処理業許可更新申請手数料	20,000円
一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請手数料	20,000円
浄化槽清掃業許可申請手数料	20,000円
一般廃棄物処理業許可証再交付申請手数料	2,000円
浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料	2,000円

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において、改正前の鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により申請を受けたものに係る手数料の額については、なお従前の例による。

## 令和 6 年度鹿追町一般会計補正予算（第 12 号）

令和 6 年度鹿追町の一般会計補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 121,125 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,756,849 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

### （地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 3 月 6 日 提出

鹿追町長 喜井 知己

(歳入)

## 第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		148,674	668	149,342
	3. 森林環境譲与税	5,674	668	6,342
11. 地方交付税		3,230,851	17,854	3,248,705
	1. 地方交付税	3,230,851	17,854	3,248,705
13. 分担金及び負担金		33,394	14,360	47,754
	1. 分担金	30,137	14,360	44,497
14. 使用料及び手数料		658,640	2,769	661,409
	1. 使用料	639,465	2,769	642,234
15. 国庫支出金		887,997	△43,270	844,727
	1. 国庫負担金	174,726	△20,574	154,152
	2. 国庫補助金	664,052	△22,696	641,356
16. 道支出金		327,376	1,796	329,172
	1. 道負担金	102,653	△347	102,306
	2. 道補助金	208,810	968	209,778
	3. 委託金	15,913	1,175	17,088
17. 財産収入		76,597	△179	76,418
	1. 財産運用収入	49,541	△179	49,362
18. 寄附金		153,452	4,600	158,052
	1. 寄附金	153,452	4,600	158,052
19. 繰入金		856,584	△94,259	762,325
	1. 基金繰入金	852,815	△94,259	758,556
21. 諸収入		492,537	△41,064	451,473
	3. 貸付金元利収入	93,163	△8,540	84,623
	4. 受託事業収入	16,001	△930	15,071
	5. 雑入	383,323	△31,594	351,729
22. 町債		547,971	15,600	563,571
	1. 町債	547,971	15,600	563,571

歳入合計	8,877,974	△121,125	8,756,849
------	-----------	----------	-----------

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		55,050	△1,561	53,489
	1. 議会費	55,050	△1,561	53,489
2. 総務費		2,482,514	△45,641	2,436,873
	1. 総務管理費	2,456,187	△44,403	2,411,784
	4. 選挙費	8,158	△1,098	7,060
	6. 監査委員費	2,977	△140	2,837
3. 民生費		801,128	△42,752	758,376
	1. 社会福祉費	636,277	△38,692	597,585
4. 衛生費	2. 児童福祉費	164,651	△4,060	160,591
	1. 保健衛生費	480,153	△29,608	450,545
5. 農林費	1. 保健衛生費	392,809	△26,834	365,975
	2. 清掃費	87,344	△2,774	84,570
6. 商工費		1,635,973	△16,503	1,619,470
	1. 農業費	1,605,423	△12,565	1,592,858
7. 土木費	2. 林業費	30,550	△3,938	26,612
	1. 商工費	242,127	△2,881	239,246
9. 教育費		242,127	△2,881	239,246
	1. 道路橋りょう費	512,007	8,954	520,961
	3. 都市計画費	320,517	17,208	337,725
	4. 住宅費	42,733	△4,185	38,548
9. 教育費		89,350	△4,069	85,281
	1. 教育総務費	976,416	△14,230	962,186
	2. 小学校費	704,024	△14,217	689,807
	3. 中学校費	84,929	1,635	86,564
	4. 社会教育費	36,198	△1,100	35,098
5. 保健体育費	90,361	△383	89,978	
		60,904	△165	60,739

10. 公債費		947,055	△2,236	944,819
	1. 公債費	947,055	△2,236	944,819
11. 諸支出金		543,603	24,333	567,936
	1. 基金費	543,603	24,333	567,936
13. 予備費		13,000	1,000	14,000
	1. 予備費	13,000	1,000	14,000
	歳出合計	8,877,974	△121,125	8,756,849

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和6年度鹿追町脱炭素補助金 利子・保証料補給金	自 令和7年度 至 令和16年度	1,804千円以内	変更前に同じ	3,653千円以内

第 3 表

地 方 債 補 正

(変更)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	千円以内 150,400	普通貸借 又は 証券発行	2.0%以内（ただし金利見直し 方式で借り入れる政府資金、及 び金融機関等について、利率 の見直しを行った後において は当該見直し後の利率）	政府資金、地方公共団体金 融機構資金及び金融機関等 の融資条件による。ただし し、町財政の都合により据 置期間及び償還期間を短縮 し、もしくは繰上償還又は 低利に借換えすることがで きる。	千円以内 171,300	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
辺地対策事業	4,400	同上	同上	同上	1,500	同上	同上	同上
緊急浚渫推進事業	10,000	同上	同上	同上	9,000	同上	同上	同上
一般事業 (臨時高等学校 改築等事業)	356,400	同上	同上	同上	355,000	同上	同上	同上

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税	148,674	668	149,342
11. 地方交付税	3,230,851	17,854	3,248,705
13. 分担金及び負担金	33,394	14,360	47,754
14. 使用料及び手数料	658,640	2,769	661,409
15. 国庫支出金	887,997	△43,270	844,727
16. 道支支出金	327,376	1,796	329,172
17. 財産収入	76,597	△179	76,418
18. 寄附金	153,452	4,600	158,052
19. 繰入金	856,584	△94,259	762,325
21. 諸収入	492,537	△41,064	451,473
22. 町債	547,971	15,600	563,571
歳入合計	8,877,974	△121,125	8,756,849

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源		その他	
				国道支出金	地方債		
1. 議会費	55,050	△1,561	53,489				△1,561
2. 総務費	2,482,514	△45,641	2,436,873	△17,045		△13,548	△15,048
3. 民生費	801,128	△42,752	758,376	△21,672		△22,816	1,736
4. 衛生費	480,153	△29,608	450,545	399	2,300	△5,746	△26,561
5. 農林費	1,635,973	△16,503	1,619,470	53	△2,900	△19,300	5,644
6. 商工費	242,127	△2,881	239,246	△10		△1,576	△1,295
7. 土木費	512,007	8,954	520,961	△2,685	14,800		△3,161
9. 教育費	976,416	△14,230	962,186	△514	1,400	△4,625	△10,491
10. 公債費	947,055	△2,236	944,819			△50,000	47,764
11. 諸支出金	543,603	24,333	567,936			3,838	20,495
13. 予備費	13,000	1,000	14,000				1,000
歳 出 合 計	8,877,974	△121,125	8,756,849	△41,474	15,600	△113,773	18,522

2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款2. 地方譲与税	148,674	668	149,342			
項3. 森林環境譲与税	5,674	668	6,342			
目1. 森林環境譲与税	5,674	668	6,342			
				1. 森林環境譲与税	668	森林環境譲与税 668
款11. 地方交付税	3,230,851	17,854	3,248,705			
項1. 地方交付税	3,230,851	17,854	3,248,705			
目1. 地方交付税	3,230,851	17,854	3,248,705			
				1. 地方交付税	17,854	地方交付税 17,854
款13. 分担金及び負担金	33,394	14,360	47,754			
項1. 分担金	30,137	14,360	44,497			
目1. 農林費分担金	30,137	14,360	44,497			
				1. 農林費分担金	14,360	道営農業農村整備事業分担金 14,360
款14. 使用料及び手数料	658,640	2,769	661,409			
項1. 使用料	639,465	2,769	642,234			
目2. 民生使用料	3,049	△	3,022			
				1. 児童福祉使用料	△	児童保育所保育料 △27
						△27

目 4. 農林使用料	547,721	2,796	550,517						
款15. 国庫支出金	887,997	△ 43,270	844,727					2,796	バイオガスプラント使用料
項 1. 国庫負担金	174,726	△ 20,574	154,152						
目 1. 民生費国庫負担金	174,645	△ 20,574	154,071						
項 2. 国庫補助金	664,052	△ 22,696	641,356						
目 1. 総務費国庫補助金	398,615	△ 18,069	380,546						
								△ 18,069	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素化先行地域づくり事業） 役場周辺エリアZEC化改修等検討委託事業（△6,424） 瓜幕エリア自然体験留学センター新設等検討委託事業（△10,988） デジタル田園都市国家構想交付金 △657
目 2. 民生費国庫補助金	34,573	20,849	55,422						
								20,849	特定防衛施設周辺整備調整交付金 子ども医療費助成事業 児童福祉費補助金 176
目 3. 衛生費国庫補助金	7,991	385	8,376						

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				1. 保健衛生費補助 金	385	出産・子育て応援交付金
目 4. 農林費国庫補助 金	36,290	△ 2,000	34,290	1. 農業費補助金	△ 2,000	特定防衛施設周辺整備調整交付金 町営牧場用ホイルローダ整備事業
目 5. 土木費国庫補助 金	154,804	△ 2,685	152,119	2. 住宅費補助金	△ 2,685	社会資本整備総合交付金 公営住宅解体事業外
目 6. 教育費国庫補助 金	31,633	△ 21,176	10,457	1. 教育総務費補助 金	△ 21,051	特定防衛施設周辺整備調整交付金 学校給食運営事業 地方創生推進交付金 鹿追高等学校協力会補助事業 教育総務費補助金 公立学校情報機器整備費補助金
款16. 道支出金	327,376	1,796	329,172	2. 小学校費補助金	△ 125	教育支援体制整備事業費補助金
						△335 △43 △125

項 1. 道負担金	102,653	△	347	102,306				
目 1. 民生費道負担金	102,613	△	347	102,266				
					△	347	障害者自立支援給付費等負担金	△347
項 2. 道補助金	208,810		968	209,778				
目 2. 民生費道補助金	35,226	△	927	34,299				
					△	927	子育て支援対策事業補助金	△927
目 4. 農林費道補助金	154,923		1,906	156,829				
						8,390	環境保全型農業直接支援対策交付金	3,031
							農業経営高度化支援事業補助金	9,505
							次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金	3,890
							持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金	△3,521
							農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金	485
							経営継承・発展支援事業補助金	△5,000
					△	6,484	造林事業補助金	△6,032
							豊かな森づくり推進事業補助金	△452
目 6. 教育費道補助金	4,730	△	11	4,719				
						15	特別支援教育就学奨励費補助金	15

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				2. 中学校費補助金	△ 26	特別支援教育就学奨励費補助金
項 3. 委託金	15,913	1,175	17,088			△26
目 1. 総務費委託金	14,672	1,067	15,739			
				1. 総務管理費委託金	103	道権限移譲事務委託金
				5. 選挙費委託金	964	衆議院議員総選挙事務委託金
目 2. 農林費委託金	1,000	108	1,108			
				1. 農業費委託金	108	道営農業農村整備事業監督等補助業務委託金
款17. 財産収入	76,597	△ 179	76,418			
項 1. 財産運用収入	49,541	△ 179	49,362			
目 1. 財産貸付収入	49,194	△ 2,121	47,073			
				1. 土地建物貸付収入	△ 2,121	貸家料 教員住宅
目 2. 利子及びひ配当金	347	1,942	2,289			△2,121
				1. 利子及びひ配当金	1,942	財政調整基金利子
						489
						減債基金利子
						626
						町づくり基金利子
						187
						交通安全推進基金利子
						13

11	地域福祉基金利子					
20	農業振興基金利子					
12	酪農振興基金利子					
43	商工業振興基金利子					
△6	修学基金利子					
4	文化振興基金利子					
26	神田日勝記念美術館事業基金利子					
△3	青少年人材育成事業基金利子					
△6	福原治平青少年育成事業基金利子					
2	図書館図書整備基金利子					
6	スポーツ振興基金利子					
185	環境保全センター基金利子					
13	武藤孔二記念奨学基金利子					
152	鹿追町ふるさと寄附金基金利子					
4	鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金利子					
9	林業振興基金利子					
155	鹿追高等学校支校支援基金利子					

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款18. 寄附金	153,452	4,600	158,052			
項 1. 寄附金	153,452	4,600	158,052			
目 1. 一般寄附金	153,100	4,600	157,700			
				1. 一般寄附金	4,600	企業版ふるさと納税寄附金 4,600
款19. 繰入金	856,584	△ 94,259	762,325			
項 1. 基金繰入金	852,815	△ 94,259	758,556			
目 1. 減債基金繰入金	400,000	△ 50,000	350,000			
				1. 減債基金繰入金	△ 50,000	減債基金繰入金 △50,000
目 2. 町づくり基金繰入金	94,200	△ 16,827	77,373			
				1. 町づくり基金繰入金	△ 16,827	町づくり基金繰入金 △16,827
目 3. 交通安全推進基金繰入金	1	13	14			
				1. 交通安全推進基金繰入金	13	交通安全推進基金繰入金 13
目 4. 農業振興基金繰入金	7,000	△ 7,000	0			
				1. 農業振興基金繰入金	△ 7,000	農業振興基金繰入金 △7,000
目 5. 環境保全センター基金繰入金	132,097	△ 11,989	120,108			
				1. 環境保全センター基金繰入金	△ 11,989	環境保全センター基金繰入金 △11,989

目 6. 林業振興基金繰入金	5,302	97	5,399	1. 林業振興基金繰入金	97	林業振興基金繰入金	97
目 8. 鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金繰入金	3,552	△	2,933	1. 鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金繰入金	△	鹿追町緊急事業資金に係る特別利子等補給事業基金繰入金	△619
目 9. 鹿追町ふるさと寄附基金繰入金	100,399	△	95,199	1. 鹿追町ふるさと寄附基金繰入金	△	鹿追町ふるさと寄附基金繰入金	△5,200
目10. 修学基金繰入金	30,002	△	27,268	1. 修学基金繰入金	△	修学基金繰入金	△2,734
款21. 諸収入	492,537	△	451,473				
項 3. 貸付金元利収入	93,163	△	84,623				
目 1. 貸付金元利収入	93,163	△	84,623	1. 貸付金元利収入	△	修学資金貸付金償還金 その他貸付金償還金	11,460 △20,000
項 4. 受託事業収入	16,001	△	15,071				
目 1. 衛生費受託事業収入	10,780	△	9,850	1. 保健衛生費受託事業収入	△	後期高齢者保健・介護一体的実施受託事業収入	△930
項 5. 雑入	383,323	△	351,729				

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
目 1. 雑入	383,323	△ 31,594	351,729	1. 雑入	△ 31,594	いきいきふるさと推進事業補助金	△1,710
						ワーキングセンター研修用原材料代外	534
						中鹿追バイオガスプラント売電収入	6,928
						瓜幕バイオガスプラント売電収入	△15,924
						青少年会館（鹿追高校寄宿舎）職員給食代	△240
						鹿追高校カナダ短期留學事業負担金	△60
						脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業補助金	△15,456
						鹿追高校みらい留學サポート負担金	△420
						ワクチン生産体制等緊急整備基金	△5,246
						款22. 町債	547,971
項 1. 町債	547,971	15,600	563,571				
目 3. 衛生債	10,000	2,300	12,300	2. 清掃債	2,300	新中間処理施設整備事業	2,300
目 4. 農林債	46,900	△ 2,900	44,000	1. 農業債	△ 2,900	農業債（道営）	△2,900

							東瓜幕地区担い手畑総事業
目 6. 土木債	50,500	14,800	65,300	1. 道路橋りょう債	15,800	道路メンテナンス事業	4,000
						笹川橋・鹿美橋橋梁補修事業 社会資本整備総合交付金事業 鹿追9号線改良舗装事業外	11,800
				2. 河川債	△ 1,000	河川債	△1,000
						鹿追町緊急浚渫推進事業	
目 7. 教育債	363,900	1,400	365,300	1. 教育総務債	△ 1,400	教育総務債	△1,400
						鹿追高等学校寄宿舎整備事業	
						2. 小学校債	2,800
						瓜幕小学校体育館特定天井改修事業	

## 3. 歳出

## 予算確定前

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				補正額の特種財源			区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他			
款 1. 議会費	55,050	△ 1,561	53,489			△ 1,561			
項 1. 議会費	55,050	△ 1,561	53,489			△ 1,561			
目 1. 議会費	55,050	△ 1,561	53,489			△ 1,561			
							1. 報酬	△ 615	議員報酬 △615
							8. 旅費	△ 243	費用弁償 普通旅費 △230 △13
							9. 交際費	△ 88	交際費 △88
							13. 使用料及び賃借料	△ 11	有料駐車場使用料 システム使用料 △6 △5
							18. 負担金補助及び交付金	△ 604	政務活動費 会議・研修会参加負担金 △603 △1
款 2. 総務費	2,482,514	△ 45,641	2,436,873			△ 15,048			
項 1. 総務管理費	2,456,187	△ 44,403	2,411,784			△ 13,548			
目 1. 一般管理費	1,874,694	△ 17,479	1,857,215			△ 14,427			
							2. 給料	△ 8,700	会計年度任用職員給 △8,700
							3. 職員手当等	△ 3,100	会計年度任用職員諸手当 △3,100

									4. 共済費	△ 5,600	共済組合負担金 (市町村職員共済) 追加費用負担金 (市町村職員共済) 退職手当組合負担金 町村非常勤職員公務災害補償負担金 普通旅費	△1,500 △1,000 △3,000 △100 △79
目 2. 文書広報費	9,787	△ 1,000	8,787			△ 1,000			8. 旅費	△ 79	普通旅費	△79
目 3. 財産管理費	34,765	0	34,765		△ 500	500			18. 負担金補助及び交付金	△ 1,000	鹿追町地域のつながり活動助成金	△1,000
目 4. 支所費	25,903	△ 1,070	24,833			△ 1,070			1. 報酬	△ 1,000	会計年度任用職員報酬	△1,000
									3. 職員手当等	△ 400	会計年度任用職員諸手当	△400
									10. 需用費	330	燃料費	110
											賄材料費	220
目 6. 企画振興費	70,015	△ 1,403	68,612			△ 1,401			8. 旅費	△ 1,403	費用弁償 普通旅費	△894 △509
目 7. 交通安全推進費	1,685	0	1,685		13	△ 13					財源内訳補正	

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明
				補正額		一般財源	金 額	区 分	金 額	
				国道支出金	特定財源 地方債					
目 8. 職員研修費	4,017	△ 500	3,517			△ 500				
目10. 公害防災費	65,918	△ 294	65,624			△ 294				
								8. 旅費	普通旅費	△500
								1. 報酬	防災会議・国民保護協議会委員報酬 安全で住みよい町づくり推進協議会委員報酬	△ 98 △66
								8. 旅費	費用弁償	△23
								17. 備品購入費	通信用機器購入費	△ 10
								18. 負担金補助及び交付金	防炎用通信機器購入費 鹿追町廃屋解体撤去事業補助金	△ 163
目11. 車両管理費	22,611	1,065	23,676			1,065				
								10. 需用費	燃料費 修繕料	1,065 700 365
目13. ライディングパーク費	16,490	△ 70	16,420			△ 300	230			
								17. 備品購入費	動物購入費 ライディングパーク用乗用馬購入費	△ 70 △70
目14. ジオパーク事業費	5,212	△ 92	5,120			△ 92				

									8. 旅費	△	92	費用弁償 普通旅費	△42 △50
目15. ゼロカーボン推進 費・脱炭素先行地 域	112,895	△	23,012	89,883	△	17,412	△	6,000	400			調査・設計・監理委託料 △23,012 役場周辺エリアZEC化改修等 検討業務委託料(△6,424) 瓜蓐エリア自然体験留学センター 新設等検討業務委託料(△16,588)	△23,012
目16. ゼロカーボン 推進費	102,363		0	102,363	△			2,000	2,000			財源内訳補正	
目17. デジタル推進 費	12,764	△	548	12,216	△	657		1,710	1,819			その他委託料 書かない窓口システム導入 業務委託料外	△548
項 3. 戸籍住民登録 費	6,724		0	6,724		63			△	63		財源内訳補正	
目 1. 戸籍住民登録 費	6,724		0	6,724		63			△	63		財源内訳補正	
項 4. 選挙費	8,158	△	1,098	7,060		964			△	2,062			
目 1. 選挙管理委員 会費	511	△	126	385					△	126			
											△	63	選挙管理委員会委員報酬 △63
目 2. 衆議院議員選 挙費	7,647	△	972	6,675		964			△	1,936			費用弁償 △63

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区分	金額	説明
				補正額		財源				
				特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源			
							1. 報酬	△ 104	選挙管理委員会委員報酬 開票立会人報酬	
							3. 職員手当等	△ 391	職員諸手当	
							8. 旅費	△ 25	費用弁償	
							10. 需用費	△ 93	消耗品費 食糧費	
							11. 役務費	△ 316	郵便料・運送料 その他役務費	
							15. 原材料費	△ 43	その他原材料費	
項 6. 監査委員費	2,977	△ 140	2,837			△ 140				
目 1. 監査委員費	2,977	△ 140	2,837			△ 140				
款 3. 民生費	801,128	△ 42,752	758,376	△ 21,672		△ 22,816				
項 1. 社会福祉費	636,277	△ 38,692	597,585	△ 20,921		△ 22,789				
							8. 旅費	△ 140	費用弁償 普通旅費	
									△135 △5	



(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源	区 分	金 額	
目 2. 児童措置費	77,134	132	77,266	176			△	44		
									8. 旅費	△ 44
									18. 負担金補助及び交付金	176
目 3. こども園費	74,511	△ 4,113	70,398	△ 927			△	3,186		
									1. 報酬	△ 3,000
									3. 職員手当等	△ 1,000
									10. 需用費	1,000
									12. 委託料	△ 1,113
款 4. 衛生費	480,153	△ 29,608	450,545	399	2,300	△ 5,746	△	26,561		
項 1. 保健衛生費	392,809	△ 26,834	365,975	385		△ 5,746	△	21,473		
目 1. 保健衛生総務費	306,173	△ 20,196	285,977				△	20,196		
									18. 負担金補助及び交付金	△ 20,196
										町立病院運営費補助金 △20,000
										十勝圏複合事務組合高等看護学院負担金 △196
目 2. 予防費	31,953	△ 5,016	26,937			△ 5,246	△	230		
									12. 委託料	△ 5,310
										健診（検診）委託料 △5,310
									22. 償還金利子及び割引料	294
										返還金 294



(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明
				補正額		一般財源	金 額	18. 負担金補助及び交付金	金 額	
				国道支出金	特定財源 地方債					
款 5. 農林費	1,635,973	△ 16,503	1,619,470	53	△ 2,900	△ 19,300	5,644	18. 負担金補助及び交付金	△ 984	環境推進協力会活動補助金 △813
項 1. 農業費	1,605,423	△ 12,565	1,592,858	6,499	△ 2,900	△ 19,397	3,233			十勝圏複合事務組合負担金 △171
目 2. 農業振興費	42,004	△ 9,478	32,526	△ 5,489			△ 3,989			
目 3. 農業開発研究費	13,278	485	13,763			534	△ 49	18. 負担金補助及び交付金	△ 9,478	経営継承・発展支援事業補助金 △9,478
目 4. 畜産業費	468,316	△ 6,051	462,265	△ 2,000		△ 7,000	2,949	10. 需用費	75	燃料費
								15. 原材料費	410	研修用原材料費
								17. 備品購入費	2,281	車両購入費 2,281
								18. 負担金補助及び交付金	△ 8,332	町営牧場用ホイールローダー購入費(△1,980) 公用車購入費(4,261) 2,281
目 5. 環境保全センター費	579,143	△ 28,546	550,597			△ 27,291	△ 1,255	18. 負担金補助及び交付金		自衛防疫事業補助金 168 サルモネラ症予防緊急対策助成金 △8,500

										12. 委託料	△ 29,496	バイオガスプラント事業委託料 バイオガスプラント精製圧縮装置保守委託料 しかおい水素ファーム管理業務委託料	△4,600 △1,713 △23,183
										18. 負担金補助及び交付金	950	中鹿追バイオガスプラント利用者助成金 瓜幕バイオガスプラント利用者助成金	102 848
										11. 役員費	156	インターネット・専用回線料	156
										18. 負担金補助及び交付金	4,403	簡易水道事業会計補助金	4,403
										23. 投資及び出資金	△ 7,500	下水道事業会計出資金	△7,500
										13. 使用料及び賃借料	△ 22	土地借上料	△22
										18. 負担金補助及び交付金	34,136	道営土地改良事業負担金 東瓜幕地区担い手畑総事業(△11,220) 美蔓高台地区担い手畑総事業(45,356)	34,136
										3. 職員手当等	△ 148	会計年度任用職員諸手当	△148
目 7. 農業用水事業費	294,434	△ 2,941	291,493	485									
目 8. 土地改良事業費	191,618	34,114	225,732	13,503	△ 2,900	14,360	9,151						
目 9. 産業後継者対策費	4,021	△ 148	3,873										
項 2. 林業費	30,550	△ 3,938	26,612	△ 6,446	97	2,411							

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特定財源		一般財源	区 分	金 額		
				国道支出金	地方債				その他	
目 1. 林業振興費	30,550	△ 3,938	26,612	△ 6,446		97	2,411			
								7. 報償費	192	有害鳥獣駆除報償費
								12. 委託料	△ 3,404	調査・設計・監理委託料
									495	有害鳥獣捕獲委託料
									△3,800	町有林事業委託料
款 6. 商工費	242,127	△ 2,881	239,246	△ 10		△ 1,576	△ 1,295			
項 1. 商工費	242,127	△ 2,881	239,246	△ 10		△ 1,576	△ 1,295			
目 1. 商工業振興費	117,934	△ 1,744	116,190	△ 10		△ 576	△ 1,158			
								8. 旅費	△ 53	普通旅費
								10. 需用費	△ 100	印刷製本費
								18. 負担金補助及び交付金	△ 1,591	商工会経営改善普及事業補助金 鹿追町店舗等修繕補助金
目 2. 観光費	98,289	△ 587	97,702				△ 587			
								18. 負担金補助及び交付金	△ 587	観光協会活動補助金
目 4. 魚族資源保護対策費	17,073	0	17,073			△ 1,000	1,000			財源内訳補正

目 5. 労働諸費	7,479	△	550	6,929					△	550	負担金補助及び交付金	△	550	勤労者福祉向上対策事業補助金	△550
款 7. 土木費	512,007		8,954	520,961	△	2,685	14,800		△	3,161					
項 1. 道路橋りょう費	320,517		17,208	337,725			15,800			1,408					
目 1. 道路維持費	98,579		17,208	115,787						17,208					
											3. 職員手当等	△	200	会計年度任用職員諸手当	△200
											10. 需用費		290	消耗品費	290
											12. 委託料		12,700	町道除雪委託料	12,700
											13. 使用料及び賃借料		5,000	自動車・機械等借上料	5,000
											14. 工事請負費	△	469	単独事業 町道補修工事	△469
											17. 備品購入費	△	62	車両購入費 パトロール車購入費	△62
											26. 公課費	△	51	自動車重量税	△51
目 2. 道路新設改良費	221,938		0	221,938			15,800		△	15,800				財源内訳補正	
項 2. 河川費	59,407		0	59,407			△	1,000		1,000					
目 1. 河川費	59,407		0	59,407			△	1,000		1,000				財源内訳補正	

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		金 額	説 明	
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源		区 分			金 額
							一般財源	一般財源				
項 3. 都市計画費	42,733	△ 4,185	38,548				△ 4,185					
目 1. 公園緑地費	28,742	△ 2,314	26,428				△ 2,314					
								1. 報酬	△ 1,668	会計年度任用職員報酬	△1,668	
								3. 職員手当等	△ 646	会計年度任用職員諸手当	△646	
目 2. 花とみどり費	13,991	△ 1,871	12,120				△ 1,871					
								1. 報酬	△ 410	会計年度任用職員報酬	△410	
								10. 需用費	△ 1,461	燃料費	△1,461	
項 4. 住宅費	89,350	△ 4,069	85,281	△ 2,685			△ 1,384					
目 1. 住宅管理費	28,931	0	28,931	△ 386			386			財源内訳補正		
目 2. 住宅建設費	60,419	△ 4,069	56,350	△ 2,299			△ 1,770					
								12. 委託料	△ 1,561	調査・設計・監理委託料	△1,561	
										特殊建築物定期報告業務委託料外		
								14. 工事請負費	△ 2,508	補助事業	△2,508	
										白樺団地解体工事外		
款 9. 教育費	976,416	△ 14,230	962,186	△ 514	1,400	△ 4,625	△ 10,491					
項 1. 教育総務費	704,024	△ 14,217	689,807	△ 378	△ 1,400	△ 3,454	△ 8,985					

目 3. 教育振興費	615,782	△	15,927	599,855	△	378	△	1,400	△	3,454	△	10,695	3. 職員手当等	△	1,494	会計年度任用職員諸手当	△1,494												
													8. 旅費	△	200	普通旅費	△200												
													12. 委託料	△	1,773	その他委託料	△1,148												
													13. 使用料及び賃借料	△	346	システム使用料	△346												
													18. 負担金補助及び交付金	△	9,381	鹿追高等学校通学費外助成金	△2,672												
																鹿追高校生海外派遣事業助成金	△5,000												
																国際バカロレア事業補助金	△1,000												
																会議・研究会参加負担金	△200												
													20. 貸付金	△	2,733	修学資金貸付金	△2,733												
													目 5. 共同調理場費	64,667	620	65,287	620									10. 需用費	620	修繕料	620
																										10. 需用費	1,090	燃料費	650
													目 6. 車両管理費	14,788	1,090	15,878	1,090									10. 需用費	1,090	修繕料	440
																										10. 需用費	1,090	燃料費	650

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		金 額	説 明
				補正額		財源内訳		節 区 分	金 額		
				国道支出金	特定財源	地方債	その他				
項 2. 小学校費	84,929	1,635	86,564	△	110	2,800	△	900	△	155	
目 1. 学校管理費	84,929	1,635	86,564	△	110	2,800	△	900	△	155	
									10. 需用費	2,250	燃料費 1,150 修繕料 1,100
									12. 委託料	△ 66	調査・設計・監理委託料 △66
									14. 工事請負費	△ 199	単独事業 △199
									19. 扶助費	△ 350	就学援助費 鹿追小学校歩車分離工事 (△115) 瓜幕小学校遊具新設工事 (△84)
項 3. 中学校費	36,198	△ 1,100	35,098	△	26				△	1,074	
目 1. 学校管理費	36,198	△ 1,100	35,098	△	26				△	1,074	
項 4. 社会教育費	90,361	△ 383	89,978	△			△	277	△	106	
目 1. 社会教育総務費	6,822	△ 16	6,806	△				4	△	20	
									18. 負担金補助及び交付金	△ 16	十勝社会教育委員会協議会負担金 △16

目 2. 社会教育施設 費	46,912	△	210	46,702				△	300	90	12. 委託料	△	210	調査・設計・監理委託料 中鹿追分館増築工事実施設 計業務委託料	△210	
	13,970		0	13,970				△	2	2	財源内訳補正			財源内訳補正		
	19,055	△	157	18,898				△	26	183	1. 報酬	△	28	神田日勝記念美術館運営協議 会委員報酬	△28	
												8. 旅費	△	31	費用弁償 普通旅費	△30 △1
												10. 需用費	△	63	消耗品費	△63
												11. 役員費	△	22	インターネット・専用回線料 その他保険料	△5 △17
												12. 委託料	△	13	公共施設ボイラー保守委託料	△13
	3,602		0	3,602				△	9	9		財源内訳補正			財源内訳補正	
	60,904	△	165	60,739					△	6	171					
	60,904	△	165	60,739					△	6	171					
												17. 備品購入費	△	165	動力機器購入費 乗用式芝刈機購入費	△165

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		金 額	説 明
				国道支出金	特定財源		一般財源	区 分	金 額		
					地方債	その他					
款10. 公債費	947,055	△ 2,236	944,819		△ 50,000		47,764				
項 1. 公債費	947,055	△ 2,236	944,819		△ 50,000		47,764				
目 1. 元金	932,663	430	933,093		△ 49,600		50,030				長期地方債償還元金 430
目 2. 利子	14,392	△ 2,666	11,726		△ 400	△ 2,266					
款11. 諸支出金	543,603	24,333	567,936			3,838	20,495				
項 1. 基金費	543,603	24,333	567,936			3,838	20,495				
目 1. 基金費	543,603	24,333	567,936			3,838	20,495				
								24,333	24,333		財政調整基金利子等積立金 500
											減債基金利子等積立金 19,105
											町づくり基金利子等積立金 163
											交通安全推進基金利子等積立 金 13
											修学基金利子等積立金 11,885
											農業振興基金利子等積立金 949
											酪農振興基金利子等積立金 12

										武藤孔二記念奨学基金利子等 積立金	13
										環境保全センター基金利子等 積立金	△13,896
										鹿追高等学校支援基金利子等 積立金	154
										鹿追町ふるさと寄附金基金利 子等積立金	4,752
										林業振興基金利子等積立金	678
										鹿追町緊急事業資金に係る特 別利子等補給事業基金積立金	5
款13. 予備費		13,000	1,000	14,000				1,000			
項 1. 予備費		13,000	1,000	14,000				1,000			
目 1. 予備費		13,000	1,000	14,000				1,000			
									28. 予備費	1,000	1,000
									予備費		1,000

## 令和 6 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度鹿追町の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 260 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 763,605 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 6 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 道支出金		463,772	244	464,016
	1. 道補助金	463,771	244	464,015
5. 繰入金		90,359	16	90,375
	1. 他会計繰入金	90,358	16	90,374
歳入合計		763,345	260	763,605

(歳出)	款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費			13,895	15	13,910
	1. 総務管理費		13,580	15	13,595
2. 保険給付費			441,794	118	441,912
	1. 療養諸費		386,802	118	386,920
6. 保健事業費			8,553	849	9,402
	2. 保健事業費		308	849	1,157
9. 諸支出金			10,469	△722	9,747
	2. 繰出金		10,044	△722	9,322
	歳出合計		763,345	260	763,605

(単位：千円)

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3.道支出金	463,772	244	464,016
5.繰入金	90,359	16	90,375
歳入合計	763,345	260	763,605

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	13,895	15	13,910			15	
2. 保険給付費	441,794	118	441,912	118			
6. 保健事業費	8,553	849	9,402	848		1	
9. 諸支出金	10,469	△722	9,747	△722			
歳 出 合 計	763,345	260	763,605	244		16	

## 2. 歳入

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
款 3. 道支出金	463, 772	244	464, 016			
項 1. 道補助金	463, 771	244	464, 015			
目 1. 保険給付費等交付金	463, 771	244	464, 015			
				1. 普通交付金	118	普通交付金
				2. 特別交付金	126	特別調整交付金分(市町村分)
						道線入金(2号分)
款 5. 繰入金	90, 359	16	90, 375			
項 1. 他会計繰入金	90, 358	16	90, 374			
目 1. 一般会計繰入金	90, 358	16	90, 374			
				6. その他一般会計繰入金	16	その他一般会計繰入金
						16

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債				その他	
款 1. 総務費	13,895	15	13,910			15				
項 1. 総務管理費	13,580	15	13,595			15				
目 1. 一般管理費	9,918	15	9,933			15				
							12. 委託料	15	一般業務電算委託料外	15
款 2. 保険給付費	441,794	118	441,912	118						
項 1. 療養諸費	386,802	118	386,920	118						
目 3. 一般被保険者療養費	800	45	845	45						45
							18. 負担金補助及び交付金	45	一般被保険者療養費	45
目 5. 審査支払手数料	1,100	73	1,173	73						
							11. 役務費	73	審査支払手数料	73
款 6. 保健事業費	8,553	849	9,402	848		1				
項 2. 保健事業費	308	849	1,157	848		1				
目 1. 保健事業費	308	849	1,157	848		1				
							12. 委託料	849	健診(検診)委託料	849
款 9. 諸支出金	10,469	△	9,747	△	722					
項 2. 繰出金	10,044	△	9,322	△	722					

目 1. 直営診療施設 勘定繰出金	10,044	△	722	9,322	△	722							
										27. 繰出金	△	722	直営診療施設勘定繰出金 △722

## 令和6年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和6年度鹿追町の国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条中（3）年間患者数 2 外来

「15, 795人」を「19, 197人」に、（4）一日平均患者数2外来「65人」を「79人」に、

（5）建設改良事業 1 有形固定資産購入費「20, 748千円」を「18, 573千円」に、2施設整備費

「67, 000千円」を「63, 800千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	( 計 )	
			収 入	支 出
第1款 病院事業収益	657, 423千円	△19, 449千円	637, 974千円	
第1項 医業収益	338, 703千円	1, 687千円	340, 390千円	
第2項 医業外収益	318, 719千円	△21, 136千円	297, 583千円	
第1款 病院事業費用	657, 423千円	3, 336千円	660, 759千円	
第1項 医業費用	654, 795千円	3, 835千円	658, 630千円	
第2項 医業外費用	2, 598千円	△470千円	2, 128千円	
第3項 特別損失	30千円	△29千円	1千円	

第4条 予算第4条中本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「35,302千円」を「63,817千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	73,465千円	△33,890千円	39,575千円
第1項 他会計補助金	6,544千円	△769千円	5,775千円
第2項 企業債	39,800千円	△6,000千円	33,800千円
第3項 補助金	27,121千円	△27,121千円	0千円
支 出			
第1款 資本的支出	108,767千円	△5,375千円	103,392千円
第1項 建設改良費	87,748千円	△5,375千円	82,373千円

第5条 予算第6条中(1)職員給与費「422,838千円」を「412,266千円」に、  
(2)交際費「220千円」を「120千円」に改める。

第6条 予算第7条中他会計補助金「310,710千円」を「289,988千円」に改める。

第7条 予算第8条中たな卸資産の購入限度額「38,716千円」を「48,329千円」に改める。

第 8 条 予算第 9 条中企業債を次のとおりに改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
スプリングラフー 設備整備事業	千円以内 39,800	普通貸借 又は 証券発行	2.0%以内(ただし金 利見直し方式で借り入 れる政府資金、地方公 共団体金融機関等にお いては、政府資金及び 金融機関等における 利率の見直しを行った 後においては当該見直 し後の利率)	政府資金、地方公共団 体金融機関等及び金 融機関等の融資条件に よる。ただし、町財政 の都合により据置期間 及び償還期間を短縮 し、もしくは繰上償還 又は低利に借換える ことができる。	千円以内 33,800	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ

令和 7 年 3 月 6 日 提出

鹿 追 町 長 喜 井 知 己

# 令和6年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出  
収入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 病院事業収益	1 医療収益		657,423	△ 19,449	637,974		
		1 入院収益	338,703	1,687	340,390	入院収益	843 千円追加
		2 外来収益	149,292	843	150,135	外来収益	3,652 千円減額
2 医療外収益		3 その他医療収益	165,847	△ 3,652	162,195	公衆衛生活動収益 医療相談収益 その他医療収益	2,476 千円追加 1,863 千円減額 3,883 千円追加
			23,564	4,496	28,060		
			318,719	△ 21,136	297,583		
3 他会計補助金			304,166	△ 19,953	284,213	病院運営費補助金 国保直営診療施設特別調整交付金	20,000 千円減額 47 千円追加
			97	△ 36	61	患者外給食代	36 千円減額
			9,317	△ 1,317	8,000	その他医療外収益	1,317 千円減額
6 補助金		0	170	170	感染症疑い患者受入医療機関 設備整備事業費補助金外	170 千円追加	

(単位：千円)

支 出

款	項	目	予 定 額	補 正 額	計	説 明	
1 病院事業費用	1 医業費用		657,423	3,336	660,759		
			654,795	3,835	658,630		
		1 給 与 費	422,838	△ 10,572	412,266	給料 手当 報酬 法定福利費 賞与引当金繰入額 法定福利費引当金繰入額	7,777 千円減額 4,500 千円減額 8,000 千円追加 3,050 千円減額 2,978 千円減額 267 千円減額
						計	10,572 千円減額
		2 材 料 費	68,716	10,913	79,629	薬品費 診療材料費	9,613 千円追加 1,300 千円追加
						計	10,913 千円追加
		3 経 費	120,229	1,798	122,027	報償費 旅費交通費 職員被服費 光熱水費 燃料費	30 千円減額 300 千円減額 80 千円減額 100 千円減額 700 千円減額

食糧費						20 千円減額
修繕費						1,300 千円追加
保険料						15 千円追加
賃借料						2,000 千円追加
通信運搬費						850 千円減額
委託料						423 千円追加
諸会費						240 千円追加
交際費						100 千円減額
					計	1,798 千円追加
4 減価償却費	42,255	367	42,622			器械備品減価償却費 367 千円追加
5 資産減耗費	2	1,583	1,585			たな卸資産減耗費 699 千円追加
6 研究研修費	755	△ 254	501			固定資産除却費 884 千円追加
2 医療外費用	2,598	△ 470	2,128			旅費 254 千円減額
3 特別損失	1,882	△ 470	1,412			消費税及び地方消費税 470 千円減額
	30	△ 29	1			
1 特別損失	30	△ 29	1			その他特別損失 29 千円減額

資本的収入及び支出  
収入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 資本的収入	1 他会計補助金		73,465	△ 33,890	39,575		
			6,544	△ 769	5,775		
	2 企業債	1 他会計補助金	6,544	△ 769	5,775	国保直営診療施設特別調整交付金	769 千円減額
			39,800	△ 6,000	33,800		
3 補助金	1 企業債		39,800	△ 6,000	33,800	企業借入金	6,000 千円減額
			27,121	△ 27,121	0		
	1 補助金		27,121	△ 27,121	0	医療施設等施設整備費補助金	27,121 千円減額

支出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 資本的支出	1 建設改良費		108,767	△ 5,375	103,392		
			87,748	△ 5,375	82,373		
	2 施設整備費	1 有形固定資産購入費	20,748	△ 2,175	18,573	器械備品購入費(個人用透析装置購入費外)	2,175 千円減額
			67,000	△ 3,200	63,800	スプリンクラー設備設置工事	3,200 千円減額

## 令和 6 年度鹿追町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）

- 第 1 条 令和 6 年度鹿追町の簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。
- 第 2 条 令和 6 年度簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条中（4）主要な建設改良事業の事業費「40,876千円」を「36,802千円」に改める。
- 第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	( 計 )	
			収 入	支 出
第 1 款 簡易水道事業収益	215,494千円	1,742千円	217,236千円	
第 1 項 営 業 収 益	124,295千円	△2,661千円	121,634千円	
第 2 項 営 業 外 収 益	91,199千円	4,403千円	95,602千円	
第 1 款 簡易水道事業費用	127,556千円	2,805千円	130,361千円	
第 2 項 営 業 外 費 用	7,012千円	2,805千円	9,817千円	

第4条 予算第4条中本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「93,528千円」を「92,934千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収		入	
第1款	資本的収入	53,434千円	△7,295千円	46,139千円	
第1項	企業債	33,500千円	△3,600千円	29,900千円	
第2項	補助金	14,775千円	△1,462千円	13,313千円	
第3項	負担金	5,159千円	△2,233千円	2,926千円	
		支		出	
第1款	資本的支出	146,962千円	△7,889千円	139,073千円	
第1項	建設改良費	59,454千円	△7,367千円	52,087千円	
第2項	固定資産購入費	5,308千円	△522千円	4,786千円	

第5条 予算第5条中企業債を次のとおりに改める。

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率
簡易水道事業債	千円以内	普通貸借又は証券発行	2.0%以内(ただし金利見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機関等において利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	千円以内	補正前に同じ	3.0%以内(補正前に同じ)
	15,900			15,400		
過疎対策事業債	13,000			10,000	補正前に同じ	
	1,800			1,700		
公営企業会計適用事業						

第6条 予算第9条中他会計補助金「79,601千円」を「84,004千円」に改める。

令和7年3月6日提出  
鹿追町長 喜井知己

# 令和6年度鹿追町簡易水道事業会計補正予算説明書

## 収益の収入及び支出

(単位：千円)

収入	款	項	目	予定額	補正額	計	説明	明
1 収	簡易水道事業	1 営業収益		215,494	1,742	217,236		
				124,295	△ 2,661	121,634		
		1 給水収益	77,851	△ 2,661	75,190	簡易水道使用料	2,661 千円減額	
	2 営業外収益	91,199	4,403	95,602				
		1 他会計補助金	34,639	4,403	39,042	一般会計補助金	4,403 千円追加	

## 支出

(単位：千円)

支出	款	項	目	予定額	補正額	計	説明	明
1 費	簡易水道事業	2 営業外費用		127,556	2,805	130,361		
				7,012	2,805	9,817		
		2 消費税及び地方消費税	0	2,805	2,805	消費税及び地方消費税	2,805 千円追加	

資本的収入及び支出  
収入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 資本的収入	1 企業債		53,434	△ 7,295	46,139		
		1 建設改良企業債	31,700	△ 3,500	28,200	鹿追地区簡易水道整備事業	2,551 千円減額
						鹿追市街地区調査設計業務	949 千円減額
	2 その他の企業債		1,800	△ 100	1,700	公営企業会計適用債	100 千円減額
2 補助金		14,775	△ 1,462	13,313			
	1 国庫補助金	14,775	△ 1,462	13,313	鹿追市街地区 調査設計業務	1,462 千円減額	
3 負担金		5,159	△ 2,233	2,926			
	3 工事負担金	5,159	△ 2,233	2,926	国道受託工事収益分	2,233 千円減額	

支出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 資本的支出	1 建設改良費		146,962	△ 7,889	139,073		
		1 建設改良費	59,454	△ 7,367	52,087	市街地区調査設計業務委託料	4,074 千円減額
		59,454	△ 7,367	52,087	簡易水道検満メーター 取替工事	891 千円減額	

						高台地区導水管移設工事	308	千円追加
						高台地区導水管凍結対策工 事(国道補修工事)	2,233	千円減額
						東瓜幕地区給水管接続工事外	477	千円減額
						計	7,367	千円減額
	2 固 定 資 入	2 購	産 費				4,786	
							5,308	△
		1 購	有 形 固 定 資 入	産 費			4,786	
							5,308	△
						検満メーター購入費	522	千円減額
							522	
							522	千円減額

議案第 19 号

令和 6 年度鹿追町下水道事業会計補正予算（第 4 号）

第 1 条 令和 6 年度鹿追町の下水道事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 6 年度下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条中（4）主要な建設改良事業の事業費  
「190, 850 千円」を「173, 334 千円」に改める。

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	( 計 )	収 入	
第 1 款 下水道事業収益	302, 117 千円	2, 250 千円	304, 367 千円		
第 2 項 営業外収益	91, 125 千円	2, 250 千円	93, 375 千円		
				支 出	
第 1 款 下水道事業費用	257, 636 千円	△1, 838 千円	255, 798 千円		
第 2 項 営業外費用	10, 591 千円	△600 千円	9, 991 千円		
第 3 項 特別損失	4, 221 千円	△1, 238 千円	2, 983 千円		

第4条 予算第4条中本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「104,735千円」を「107,865千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収入	支出	収入	支出	
第1款 資本的収入	238,678千円	△7,228千円	231,450千円		
第1項 企業債	123,400千円	2,400千円	125,800千円		
第2項 出資金	7,500千円	△7,500千円	0千円		
第3項 補助金	107,778千円	△2,128千円	105,650千円		
第1款 資本的支出		343,413千円		339,315千円	
第1項 建設改良費		237,586千円		233,488千円	

第5条 予算第6条中企業債を次のとりに改める。

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の方法	利率
公共下水道整備事業	千円以内	普通貸借又は証券発行	2.0%以内(ただし金 利見直し方式で借り入 れる政府資金、地方公 共団体金融機関等におい て利率の見直しを行った 後においては当該見直 し後の利率)	政府資金、地方公共団 体金融機関及び金 融機関等の融資条件に よる。ただし、町財政 の都合により据置期間 及び償還期間を短縮 し、もしくは繰上償還 又は低利に借換える ことができる。	千円以内	補正前 に同じ
	63,800				65,600	
過疎対策事業債	57,800			58,500	補正前 に同じ	補正前 に同じ
公営企業会計適用事業	1,800			1,700		

第6条 予算第10条中他会計補助金「166,210千円」を「158,710千円」に改める。

令和7年3月6日提出  
鹿追町長 喜井知己

# 令和6年度鹿追町下水道事業会計補正予算説明書

## 収益的収入及び支出 収入

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
下水道事業 1 収	2 営業外収益		302,117	2,250	304,367		
		4 消費税及び地方消費税還付金	0	2,850	2,850	消費税及び地方消費税還付金	2,850 千円追加
		5 雑収益	601	△ 600	1	排水設備改造資金貸付金保証金	600 千円減額

## 支出

(単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
下水道事業 1 費	2 営業外費用		257,636	△ 1,838	255,798		
		2 雑支出	10,591	△ 600	9,991	その他雑支出	600 千円減額
	3 特別損失		4,221	△ 1,238	2,983		
		2 その他特別損失	4,221	△ 1,238	2,983	令和5年度下水道特別会計消費税	1,238 千円減額

資本的収入及び支出  
収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	補 正 額	計	説 明
1 資本的収入	1 企 業 債		238,678	△ 7,228	231,450	
		1 企 業 債	123,400	2,400	125,800	農業集落排水施設整備事業 1,300 千円追加 個別排水処理施設整備事業 1,200 千円追加 公営企業会計適用債 100 千円減額
		2 出 資 金	7,500	△ 7,500	0	
3 道支出金	1 他会計出資金		7,500	△ 7,500	0	建設改良費出資金 7,500 千円減額
		1 道 支 出 金	107,778	△ 2,128	105,650	
			107,778	△ 2,128	105,650	農業集落排水施設整備事業 2,128 千円減額

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	補 正 額	計	説 明
1 資本的支出	1 建設改良費		343,413	△ 4,098	339,315	
		1 建設改良費	237,586	△ 4,098	233,488	鹿追地区 工事施工監理業務委託料外 瓜幕地区 実施設計業務委託料
		1 建設改良費	237,586	△ 4,098	233,488	3,726 千円追加 2,535 千円追加

農業集落排水公共柵新設工事	1,100	千円減額
鹿追地区処理施設更新工事	17,516	千円減額
瓜幕地区処理施設更新工事	7,000	千円追加
個別排水処理施設設置工事	1,257	千円追加
計	4,098	千円減額

## 令和 6 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度鹿追町の介護保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21,141 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 574,068 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 6 日 提出

鹿追町長 喜井 知己

(単位：千円)

## 第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料		124,032	1,969	126,001
	1. 介護保険料	124,032	1,969	126,001
2. 国庫支出金		113,735	10,484	124,219
	1. 国庫負担金	84,846	2,117	86,963
	2. 国庫補助金	28,889	8,367	37,256
3. 道支出金		81,636	2,937	84,573
	1. 道負担金	80,267	2,934	83,201
	3. 道補助金	1,368	3	1,371
4. 支払基金交付金		141,056	420	141,476
	1. 支払基金交付金	141,056	420	141,476
5. 財産収入		1	6	7
	1. 財産運用収入	1	6	7
6. 繰入金		85,459	△103	85,356
	1. 一般会計繰入金	85,458	△103	85,355
7. 繰越金		5,289	5,834	11,123
	1. 繰越金	5,289	5,834	11,123
9. 諸収入		1,718	△406	1,312
	2. 雑収入	1,716	△406	1,310
歳入合計		552,927	21,141	574,068

(単位：千円)

(歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		14,363	181	14,544
	1. 総務管理費	9,358	181	9,539
2. 保険給付費		516,757	15,114	531,871
	1. 介護サービス等諸費	461,037	14,885	475,872
	2. 高額介護サービス等費	13,920	279	14,199
3. 地域支援事業費		11,682	12	11,694
	3. 包括的支援事業・任意事業費	2,551	12	2,563
4. 基金積立金		1	5,834	5,835
	1. 基金積立金	1	5,834	5,835
歳出合計		552,927	21,141	574,068

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料	124,032	1,969	126,001
2. 国庫支出金	113,735	10,484	124,219
3. 道支出金	81,636	2,937	84,573
4. 支払基金交付金	141,056	420	141,476
5. 財産収入	1	6	7
6. 繰入金	85,459	△103	85,356
7. 繰越金	5,289	5,834	11,123
9. 諸収入	1,718	△406	1,312
歳入合計	552,927	21,141	574,068

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国道支出金	地方債			
1. 総務費	14,363	181	14,544	60		121		
2. 保険給付費	516,757	15,114	531,871	11,232		△308	4,190	
3. 地域支援事業費	11,682	12	11,694	264		3	△255	
4. 基金積立金	1	5,834	5,835				5,834	
6. 諸支出金	9,109	0	9,109	869			△869	
歳 出 合 計	552,927	21,141	574,068	12,425		△184	8,900	

## 2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 1. 介護保険料	124,032	1,969	126,001			
項 1. 介護保険料	124,032	1,969	126,001			
目 1. 第1号被保険者 保険料	124,032	1,969	126,001	1. 現年度分	1,969	現年度分 1,969
款 2. 国庫支出金	113,735	10,484	124,219			
項 1. 国庫負担金	84,846	2,117	86,963			
目 1. 介護給付費負担 金	84,846	2,117	86,963	1. 現年度分	2,117	法定負担金 2,117
項 2. 国庫補助金	28,889	8,367	37,256			
目 1. 調整交付金	24,851	7,176	32,027	1. 現年度分調整交 付金	7,176	財政調整交付金 7,176
目 2. 地域支援事業交付 金 (介護予防・ 日常生活支援)	2,036	△ 407	1,629	1. 現年度分	△ 407	法定負担金 △407
目 3. 地域支援事業交付金 (介護予防・日常 生活支援以外)	702	1	703	1. 現年度分	1	法定負担金 1
目 4. 保険者機能強化 推進交付金	600	668	1,268			



(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
				1. 現年度分	△ 19	法定負担金
款 5. 財産収入	1	6	7			
項 1. 財産運用収入	1	6	7			
目 1. 利子及びひ配当金	1	6	7			
				1. 利子及びひ配当金	6	介護給付費準備基金積立金利子
款 6. 繰入金	85,459	△ 103	85,356			
項 1. 一般会計繰入金	85,458	△ 103	85,355			
目 1. 介護給付費繰入金	63,166	△ 140	63,026			
				1. 現年度分	△ 140	法定繰入金
目 2. 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援)	1,017	△ 87	930			
				1. 現年度分	△ 87	法定繰入金
目 3. 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援以外)	350	3	353			
				1. 現年度分	3	法定繰入金
目 4. その他一般会計繰入金	15,378	121	15,499			
				1. 職員給与等繰入金	60	一般会計繰入金
				2. 事務費繰入金	61	一般会計繰入金

款 7. 繰越金	5,289	5,834	11,123				
項 1. 繰越金	5,289	5,834	11,123				
目 1. 繰越金	5,289	5,834	11,123				
				1. 前年度繰越金	5,834	前年度繰越金	5,834
款 9. 諸収入	1,718	△ 406	1,312				
項 2. 雑入	1,716	△ 406	1,310				
目 2. 返納金	1	3	4				
				1. 返納金	3	返納金	3
目 3. 雑入	1,714	△ 409	1,305				
				1. 雑入	△ 409	地域支援事業使用料外	△409

3. 歳出

(単位：千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源		一般財源		区分	金額	
				国道支出金	地方債	その他				
款 1. 総務費	14,363	181	14,544	60		121				
項 1. 総務管理費	9,358	181	9,539	60		121				
目 1. 一般管理費	9,358	181	9,539	60		121				
款 2. 保険給付費	516,757	15,114	531,871	11,232	△	308	4,190			
項 1. 介護サービス等諸費	461,037	14,835	475,872	10,247		462	4,126			
目 2. 居宅介護サービス計画給付費	14,167	3,398	17,565	1,276		968	1,154			
目 3. 施設介護サービス給付費	294,444	9	294,453	4,876	△	4,876	9			
目 4. 福祉用具購入費	1,459	346	1,805	130		136	80			
目 5. 住宅改修費	3,124	138	3,262	52		54	32			
目 6. 審査支払手数料	284	44	328	17		18	9			
								4. 共済費	60	共済組合負担金 (市町村職員共済)
								18. 負担金補助及び交付金	121	北海道町村会負担金 (電算関係)
								18. 負担金補助及び交付金	3,398	居宅介護サービス計画給付費
								18. 負担金補助及び交付金	9	施設介護サービス給付費
								18. 負担金補助及び交付金	346	福祉用具購入給付費
								18. 負担金補助及び交付金	138	住宅改修給付費



(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源	区分	金額	
								24. 積立金	5,834	介護給付費準備基金利子等積立金
款 6. 諸支出金	9,109	0	9,109	869			△ 869			
項 2. 繰出金	3,769	0	3,769	869			△ 869			
目 1. 他会計繰出金	3,769	0	3,769	869			△ 869			財源内訳補正

## 令和 6 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度鹿追町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,320 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 106,607 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 6 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		86,241	△2,661	83,580
	1. 後期高齢者医療保険料	86,241	△2,661	83,580
3. 繰越金		10	341	351
	1. 繰越金	10	341	351
歳入合計		108,927	△2,320	106,607

(単位：千円)

(歳 出)	款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 後期高齢者医療広域連合納付金		107,783	△2,320	105,463
		1. 後期高齢者医療広域連合納付金	107,783	△2,320	105,463
	歳 出 合 計		108,927	△2,320	106,607

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	86,241	△2,661	83,580
3. 繰越金	10	341	351
歳入合計	108,927	△2,320	106,607

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	107,783	△2,320	105,463			△2,320	
歳出合計	108,927	△2,320	106,607			△2,320	

## 2. 歳入

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 1. 後期高齢者医療 保険料	86,241	△ 2,661	83,580			
項 1. 後期高齢者医療 保険料	86,241	△ 2,661	83,580			
目 1. 特別徴収保険料	53,670	△ 6,638	47,032			
				1. 現年度分	△ 6,638	特別徴収保険料 △6,638
目 2. 普通徴収保険料	32,571	3,977	36,548			
				1. 現年度分	3,977	普通徴収保険料 3,977
款 3. 繰越金	10	341	351			
項 1. 繰越金	10	341	351			
目 1. 繰越金	10	341	351			
				1. 前年度繰越金	341	前年度繰越金 341

3. 歳出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 区 分		説 明
				国道支出金	特定財源 地方債	その他	一般財源	金 額	金 額	
款 2. 後期高齢者医療 広域連合納付金	107,783	△ 2,320	105,463				△ 2,320			
項 1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	107,783	△ 2,320	105,463				△ 2,320			
目 1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	107,783	△ 2,320	105,463				△ 2,320			
								18. 負担金補助及 び交付金	△ 2,320	後期高齢者医療広域連合納付 金 △ 2,320

議案第 29 号

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定の締結について

鹿追町は、帯広市と平成23年7月7日に締結した定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定を締結したいので、鹿追町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書 別紙のとおり

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と鹿追町（以下「乙」という。）は、平成23年7月7日に締結した定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

(1) 救急医療体制等の確保

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の救急医療体制等を確保するため、圏域唯一の三次救急医療機関である救命救急センター等の維持・充実を図るとともに、患者の症状に応じた適切な医療機関の利用の啓発に努める。	ア 救急医療体制等の維持を図るため、医療機関に対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 適切な救急医療機関の利用について、甲の住民に啓発を行う。	ア 救急医療体制等の維持を図るため、医療機関に対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 適切な救急医療機関の利用について、乙の住民に啓発を行う。

(2) 地域医療体制の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の地域医療体制の充実を図るため、圏域内における医療従事者の確保に努めるとともに、圏域が抱える地域医療の課題解決に向けた検討をすすめる。	ア 圏域内の看護師などを確保するため、看護学校などに対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 検討会議を主催するなど圏域が抱える地域医療の課題解決に向け、乙と連携して取組をすすめる。	ア 圏域内の看護師などを確保するため、看護学校などに対して、必要な協力及び支援を行う。 イ 甲が主催する検討会議に参加するなど圏域が抱える地域医療の課題解決に向け、甲と連携して取組をすすめる。

## 2 福祉

### (1) 地域活動支援センターの広域利用の促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
障害者の自立と社会参加の促進を図るため、地域活動支援センターの広域利用をすすめる。	ア 地域活動支援センターの広域利用に関する連携に努める。 イ 連携に関する調整や助言を行う。	地域活動支援センターの広域利用に関する連携に努める。

### (2) 保育所の広域入所の充実

取組内容	甲の役割	乙の役割
日常生活圏の拡大や住民ニーズの多様化に対応した保育所の広域入所など圏域の子育て支援の取組をすすめる。	保育サービスの充実を図るとともに、保育所の広域入所に関する連携に努める。	保育サービスの充実を図るとともに、保育所の広域入所に関する連携に努める。

### (3) 高齢者の生活支援体制の構築

取組内容	甲の役割	乙の役割
高齢者の徘徊などについて、広域での情報共有や対応体制の構築を図るとともに、圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向けた取組をすすめる。	ア 甲独自のネットワークを通じての搜索や、圏域町村との連携などにより、徘徊時における高齢者やその家族を支援する。 イ 圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向け、乙と協議し、連携して取組をすすめる。	ア 乙独自のネットワークの活用を通じての搜索や、圏域市町村との連携などにより、徘徊時における高齢者やその家族を支援する。 イ 圏域が抱える介護士不足等の課題解決に向け、甲と協議し、連携して取組をすすめる。

### 3 教育

#### (1) 図書館の広域利用の促進

取組内容	甲の役割	乙の役割
図書館の広域利用を促進するため、図書館相互の連携を強化する。	圏域の郷土資料や行事等の情報収集、職員の資質向上の取組など、図書館の連携強化に関する総合的な調整を行うとともに、圏域の図書館情報を甲の住民に提供する。	甲と連携して、図書館の連携強化に取り組むとともに、圏域の図書館情報を乙の住民に提供する。

#### (2) 生涯学習の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域住民の生涯学習を推進するため、生涯学習施設の利用を促進する。	圏域の生涯学習施設の利用案内や催事、講座、講演会などの情報を共有し、甲の住民に情報を提供するとともに、圏域の住民を対象にした教室、講座などを乙と連携して取り組む。	圏域の生涯学習施設の利用案内や催事、講座、講演会などの情報を共有し、乙の住民に情報を提供するとともに、圏域の住民を対象にした教室、講座などを甲と連携して取り組む。

#### (3) スポーツ大会等の誘致

取組内容	甲の役割	乙の役割
スポーツ大会等を誘致するため、管内におけるスポーツ施設の利用調整や宿泊環境についての連携体制を強化するほか、大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実する。	<p>ア 乙及び競技団体等と連携し、大会等の開催情報の収集・共有や誘致活動を行う。</p> <p>イ 大会等の開催に必要な競技施設・宿泊施設等に関する管内調整を行う。</p> <p>ウ 大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実する。</p>	<p>ア 甲及び競技団体等と連携し、大会等の開催情報の提供や誘致活動に協力する。</p> <p>イ 甲が行う競技施設・宿泊施設等に関する管内調整に協力する。</p> <p>ウ 大規模な大会等に対応できる施設・設備環境を充実する。</p>

#### 4 産業振興

##### (1) 農商工・産学官連携及び地域ブランドづくりの推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
公益財団法人とかち財団や関係機関と連携して、農商工・産学官連携事業を推進するとともに、十勝圏域における地域ブランド（十勝ブランド）確立のため、PR事業などの取組をすすめる。	<p>ア 公益財団法人とかち財団など関係機関との連絡調整を図るとともに、乙と連携し、農商工・産学官連携事業を推進する。</p> <p>イ 地域ブランドの確立に向けた取組を乙と連携して行う。</p>	<p>ア 公益財団法人とかち財団など関係機関や甲と連携し、農商工・産学官連携事業を推進する。</p> <p>イ 地域ブランドの確立に向けた取組を甲と連携して行う。</p>

##### (2) フードバレーとかち及びバイオマスの利活用の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
農林水産業や食を柱とする地域産業政策「フードバレーとかち」及びバイオマスの利活用を、圏域全体で推進する。	<p>ア 「フードバレーとかち」を推進するため、協議会を設置・運営するとともに、「フードバレーとかち」に関する取組を乙と連携して推進する。</p> <p>イ 十勝バイオマス産業都市構想に基づき、バイオマスの利活用を乙と連携して推進する。</p>	<p>ア 協議会に参画するとともに、「フードバレーとかち」に関する取組を甲と連携して推進する。</p> <p>イ 十勝バイオマス産業都市構想に基づき、バイオマスの利活用を甲と連携して推進する。</p>

##### (3) 企業誘致の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
首都圏などの企業への発信力を高めるため、圏域が一体となった企業立地PRを行う。	圏域が一体となった企業立地PRに向けた情報の集約や連絡調整を行う。	圏域が一体となった企業立地PRに向けた情報の集約などに協力する。

(4) 中小企業勤労者の福祉向上

取組内容	甲の役割	乙の役割
とちぎ勤労者共済センターが実施する福利厚生事業の実施に対する必要な支援を行うとともに、中小企業の加入促進に向けた取組をすすめる。	市町村連絡協議会を主催するとともに、甲の区域内の企業に対し加入を促進する。	市町村連絡協議会に参加するとともに、乙の区域内の企業に対し加入を促進する。

(5) 広域観光の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
十勝観光連盟をはじめとする観光関連団体と連携してイベントなどを行うとともに、観光案内所やコンベンション施設、体験観光など広域観光に関する情報の共有や取組の充実を図る。	<p>ア 圏域町村や観光関連団体等と連携し、インバウンドなどの誘客に向けたプロモーションや情報発信等の取組を推進する。</p> <p>イ 十勝の魅力発信に係る連携事業の企画や各種イベント情報などの集約や調整を行う。</p> <p>ウ 観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、周遊ルートの開発や観光情報の提供を行う。</p>	<p>ア 圏域市町村や観光関連団体等と連携し、インバウンドなどの誘客に向けたプロモーションや情報発信等の取組を推進する。</p> <p>イ 十勝の魅力発信に係る連携事業の参画や各種イベント情報の集約に協力する。</p> <p>ウ 観光案内所の充実を図るなど観光客が周遊しやすい環境づくりをすすめるとともに、観光資源の開発や観光情報の提供を行う。</p>

(6) 農業振興と担い手の育成

取組内容	甲の役割	乙の役割
営農技術の向上や防疫対策など農業振興に関する広域的な取組をすすめるとともに、地域の担い手を育成するため、合同研修会などを開催する。	ア 営農技術や広域的な農畜産業の課題などに関する情報の集約や関係機関との連絡調整を図るとともに、甲の区域内の農業者に対する普及・啓発を行う。 イ 合同研修会の開催に関する調整を行う。	ア 営農技術や広域的な農畜産業の課題などに関する情報の集約に協力するとともに、乙の区域内の農業者に対する普及・啓発を行う。 イ 合同研修会の開催に関して、甲と連携して取り組む。

(7) 鳥獣害防止対策の推進

取組内容	甲の役割	乙の役割
被害情報や出没情報など、圏域内の鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、効率的・効果的な駆除を推進するほか、鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向けた検討をすすめる。	ア 鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、関係町村と調整を図るとともに、対象鳥獣の駆除を行う。 イ 鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向け、関係機関との情報共有を行うとともに、圏域町村と連携して検討をすすめる。	ア 鳥獣害防止対策に関する情報交換を行い、対象鳥獣の駆除を行う。 イ 鳥獣被害対策実施隊の課題解決に向け、圏域市町村と連携して検討をすすめる。

5 環境

(1) 地球温暖化防止に向けた脱炭素社会の構築

取組内容	甲の役割	乙の役割
地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減や吸収に寄与する地域の特色を活かした様々な取組を行い、圏域全体で地球温暖化対策を推進し、脱炭素社会の構築を目指す。	脱炭素社会の構築に向けた取組を推進するとともに、圏域への波及を図るため、事業の効果、知見についての情報提供や連携に必要な調整を行う。	脱炭素社会の構築に向けた取組を甲と連携して推進する。

## 6 防災

### (1) 地域防災体制の構築

取組内容	甲の役割	乙の役割
圏域の防災力の向上を図るため、大規模災害発生時における相互応援体制を構築する。	ア 大規模災害時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など圏域内の相互応援体制を整備する。 イ 甲の地域における防災体制の充実に努める。	ア 甲と連携し、大規模災害時における災害備蓄品や避難施設の提供、職員の派遣など圏域内の相互応援体制を整備する。 イ 乙の地域における防災体制の充実に努める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 7年 3月 日

帯広市西5条南7丁目1番地

甲 帯広市

帯広市長 米 沢 則 寿

河東郡鹿追町東町1丁目15番地1

乙 鹿追町

鹿追町長 喜 井 知 己

同意第 1 号

鹿追町教育委員会教育長の任命について

次の者を鹿追町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 渡 辺 雅 人  
[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日生

令和7年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

提案理由

鹿追町教育委員会教育長 渡辺雅人 氏の任期が、令和7年3月31日で満了になることによる。

同意第 2 号

鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を鹿追町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 大 槻 清 隆  
[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日生

令和7年3月6日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

提案理由

鹿追町固定資産評価審査委員会委員 大槻清隆氏 の任期が令和7年3月21日で満了になることによる。

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 宮 下 弘 子  
[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日生

令和 7 年 3 月 6 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 渡 辺 利 信  
[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日生

令和 7 年 3 月 6 日提出

鹿追町長 喜 井 知 己